

市第59号議案

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例
の一部改正

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 3 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例
の一部を改正する条例

（横浜市地区センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地区センター条例（昭和48年 6 月横浜市条例第46号
）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表中

横浜市並木コミュニティハウス

を

横浜市並木コミュニティハウス
横浜市西柴コミュニティハウス

に改める。

別表第 2 の 2 中

横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ
----------------	--------------

を

横浜市西柴コミュニティハウス	横浜市西柴地域ケアプラザ
----------------	--------------

横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ
----------------	--------------

に改める。

別表第 3 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「（横浜市西柴コミュニティハウスを除く。）」を加える。

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第 2 条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

横浜市西金沢地域ケアプラザ

を

「

横浜市西金沢地域ケアプラザ
横浜市西柴地域ケアプラザ

に改める。

別表第 3 中

「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ」を
「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ
横浜市西柴地域ケアプラザ」に改める。

別表第 4 中

横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス
--------------	----------------

を

横浜市西柴地域ケアプラザ	横浜市西柴コミュニティハウス
横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス

に改める。

別表第 5 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市西柴地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会	横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市地区センター条例別表第 3 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会の項の改正規定、第 2 条中横浜市地域ケアプラザ条例別表第 5 横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市西柴コミュニティハウス及び第 2 条の規定による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市西柴地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市西柴コミュニティハウス及び横浜市西柴地域ケアプラザを設置するとともに、一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表第 1（第 1 条第 2 項、第 5 条第 3 項、第 9 条第 1 項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市並木コミュニティハウス	横浜市金沢区
<u>横浜市西柴コミュニティハウス</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第 2 の 2（第 5 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項）

地 区 セ ン タ ー	地 域 ケ ア プ ラ ザ
(省 略)	
<u>横浜市西柴コミュニティハウス</u>	<u>横浜市西柴地域ケアプラザ</u>
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

別表第 3（第 5 条第 7 項、第 13 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会	金沢区に所在する地区センター（ <u>横浜市西柴コミュニティハウスを除く。</u> ）の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
(省 略)	

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市金沢区
横浜市西金沢地域ケアプラザ	
<u>横浜市西柴地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第 3（第 2 条第 3 項及び第 4 項）

（省略）

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

横浜市西柴地域ケアプラザ

（省略）

別表第 4（第 4 条第 2 項）

プ ラ ザ	地 区 セ ン タ ー
<u>横浜市西柴地域ケアプラザ</u>	<u>横浜市西柴コミュニティハウス</u>
横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス
(省 略)	

別表第 5（第 4 条第 8 項、第 12 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市金沢区地域ケアプラザ指定 管理者選定委員会	金沢区に所在するプラザ（ <u>横浜市西柴地域ケアプラザ</u> <u>を除く。</u> ）の指定管理者の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
<u>横浜市西柴地域ケアプラザ及び横 浜市西柴コミュニティハウス指定 管理者選定委員会</u>	<u>横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニテ ィハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査 審議に関する事務</u>
(省 略)	

